西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成13年西東京市条例第110号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成 13年西東京市条例第110号)によるひとり親家庭等の医療費 の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
②番号法別表第1の項	37		
③番号法別表第2の項	57		
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例別表第1 第4の項 西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成 13年西東京市条例第110号)によるひとり親家庭等の医療費 の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成 13年西東京市条例第110号)第1条	
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成す ることにより、ひとり親家庭等の精神的かつ経済的負担を軽 減し、もってひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を 図ることを目的とする。	

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額 の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号口	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条 第2項第2号及び第6条西東京市ひとり親家庭等の医療費の助 成に関する条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	手当支給児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報(同法第27条第1項第3号又は第2項の措置に係る部分に限る。)	助成支給児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報(同法第27条第1項第3号又は第2項の措置に係る部分に限る。)
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号1	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条 第1項及び第2項第3号西東京市ひとり親家庭等の医療費の 助成に関する条例施行規則第3条及び第4条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	助成支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号=	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条 西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則第11条、第12条、第14条第1項第5号及び第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養事務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養親族若しくは扶 養義務者に係る道府県民税に関する情報	
特定個人情報4	特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則第14条第1項第4号	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同 一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情 報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同 一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情 報	

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2			
	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条 第1項	
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項又は第2項の支給 の停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条 西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則第11条、第12条、第14条第1項第5号及び第6号	
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事	
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計 を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条 第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実につ いての審査に関する事務	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条 第2項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号口	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条 第2項第2号及び第6条西東京市ひとり親家庭等の医療費の助 成に関する条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは 第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは 第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号/1	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条 第1項及び第2項第3号西東京市ひとり親家庭等の医療費の 助成に関する条例施行規則第3条及び第4条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	現況届出児童並びに現況届出児童の父又は母に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号=	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条 西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則第11条、第12条、第14条第1項第5号及び第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号#	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則第14条第1項第4号

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同 一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情 報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同 一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情 報
備考		
届出情報		
届出日	2016年10月11日	
独自利用事務の対象者		

番号法第9条第2項の条例

保護評価の実施の有無

に規定した日

評価書番号

委任関係

保護評価書の名称

保護評価書のURLリンク

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.